

大会運営における新型コロナウイルス感染防止対策

北本市少年野球連盟

理事長 岡本 渉

大会を開催するにあたり、下記内容を遵守できない場合は、他者への安全を確保する等の観点から大会への参加資格の取り消し及び途中退場を求める場合があります。

1. マスクの着用

各自会場にいる間は、プレイ時以外は、必ずマスクを着用すること。（監督・コーチ・選手・父兄等応援者・役員・理事・審判員も含む）

ただし、熱中症予防に配慮すること。

2. 入場不可の者

当日及び試合前の2週間において以下の状態の者は、試合会場への立ち入りを認めない。

- ・平熱を超える発熱（37度5分以上）
- ・せき、鼻水、頭痛やのどの痛みなど風邪の症状がある場合
- ・だるさ、息苦しさがある場合
- ・嗅覚、味覚に異常がある場合
- ・体が重く感じる、疲れやすい等の症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ・過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合

（北本市スポーツ少年団「朝の健康チェックカード」より）

3. 入場時間

各会場への集合は密を避けるため、試合終了後に連絡のうえ集合とする。（第一試合は開始予定時刻の一時間前集合とする）尚、会場が混雑し距離を確保できない場合は、必ずマスク着用すること。

4. 準備書類

メンバー表・朝の健康チェックカードは、必ず入場前に準備し、メンバー表は到着後速やかに提出すること。

なお、朝の健康チェックカードは、必ず試合会場に持参し、監督が管理すること。

5. 攻守の決定

攻守決めじゃんけんは、2m以上離れて行う。（監督・選手同士の握手は行わない）

6. 試合間のインターバル時間

試合間のインターバル時間は適宜設ける（消毒等を行う）

7. 開始・終了時の挨拶

試合開始時及び終了の挨拶は、各ベンチ前に整列し行う。また、本部等への挨拶は行わない。

8. 試合中の応援等について

ベンチ内での大きな声での会話、応援等は控えること。

9. ベンチ区画

ベンチは通常より大きめに設定する。（各球場で臨機応変に対応すること）

10. 試合中・後の感染防止

- ・ベンチ内には各チームで消毒液を準備し手指の消毒をこまめに行うこと。また、試合後の手洗い時は距離を確保するよう 保護者等が指導すること。
- ・グラウンド内でのうがい、唾や痰を吐く行為は絶対に行わないこと。
- ・試合中マウンドやベンチ前等に集合する際は、間隔をあけグラブ等で口を覆い会話すること。
- ・肌が触れ合うハイタッチ・握手等は、行わないこと。
- ・タオルの共用は行わない。各自で用意し使用すること。
- ・水分補給（水筒）は各自で準備すること。ベンチ内のウォータージャグの共用は、使用を禁止する。
- ・ドリンク等の飲み残しは、各自持ち帰ること。（会場に捨てない）
- ・熱中症対策は、各自で対応すること。（冷却用タオル等の共用禁止）
- ・道具を共用する場合は、都度必ず消毒すること。（キャッチャー道具・チームバット・ヘルメット等）
- ・ボールボーイ（担当者）は、大人が1名で行う。（複数人で行わない）
- ・グラウンド整備の際は、各自の手袋（バッティンググローブ、軍手等）を着用し、トンボ、ラインカーを取り扱うこと
- ・応援席も密にならないよう間隔をあけること。
- ・試合前後のミーティングでは必ずマスク着用し、短時間で行うこと。

11. 大会審判員の感染防止

- ・審判員は原則マスク着用とすることが望ましい。
- ・審判員への水分補給は、チームからは、不要とする。（各審判員が準備する）
- ・審判員の試合前後のミーティングは、最小限にとどめること。

12. 理事及び審判員の感染防止

- ・各試合の連盟担当は理事及び数名（理事を限定）及び審判員で実施する。
- ・審判員については該当審判を予め決めたくえで運営を行う。
- ・理事及び審判員については分担作業が完了次第速やかにグラウンドから退出する。
- ・開始前準備 第一試合担当の連盟理事と第一試合の両チーム指導者から各2名から3名の手伝いをお願いする。
- ・最終試合終了後の荷物の撤収については連盟理事、最終試合指導者で実施のうえ、選手、父母などの手伝いは原則禁止とする。
- ・本部内の消毒については本部側で消毒液を準備のうえ、感染予防に努める。
- ・本部内の水分補給については各自で準備及び管理をする。但し熱中症予防のため、クーラーボックス・氷は連盟側で準備する。
- ・分担での運営期間中、昼食などの準備は各自で行うこととする。

13. 感染者等の報告等

- ・大会期間中及び参加後2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性者が出た場合は、必ず理事を通じ、連盟に報告すること。
- ・大会参加者に新型コロナウイルス感染症陽性者が確認された場合、名簿を関係機関に公表する場合がある。

14. 中止判断

- ・大会期間中緊急事態宣言あるいは、それに準ずる宣言等が発出された場合は、大会を中断もしくは中止する。
- ・大会期間中新型コロナウイルス感染症陽性者が出た場合、開催を中止する。
- ・北本市等上位組織から新型コロナウイルスに関連して大会の中止要請等があった場合、大会を中止する。

15. 期限

本対策運営の期限は、特に定めず、別の案内がされるまでとする。

以上